

# 青森県報

第二千九百九十八号

平成二十年  
十月十五日  
(水曜日)

## 目次

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出	(下北地域)	五
特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表	(民生生活課)	六

## 告 示

青森県告示第六百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		居宅介護事業の種類	名 称	居宅介護事業所		年 指 月 日 定
	主たる事務所の所在地	所在地			所在地	所在地	
株式会社オアシス	弘前市大字泉野五丁目八の八	訪問介護	ヘルパーステーションオアシス	弘前市大字堀越六字川合九三の一	平成二〇・一七		
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子野木一三丁目二一五の五	貸与福祉用具	訪問介護おこのき	黒石市追子野木一三丁目二一五の五	二〇・一七		

青森県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特定福祉用具販売事業者	名 称	特定福祉用具販売事業所	年 指 月 日 定
所 在 地	主たる事務所の所在地	所 在 地	主たる事務所の所在地	年 指 月 日 定
名 称	株式会社 アシス	名 称	ヘルパーステーション オアシス	年 指 月 日 定
所 在 地	弘前市大字泉野五丁目八の八	所 在 地	弘前市大字堀越六字川合九三の一	年 指 月 日 定
名 称	医療法人尚志会	名 称	訪問看護ステーション えがおみよ	年 指 月 日 定
所 在 地	八戸市大字妙字分枝三九の一	所 在 地	八戸市大字妙字分枝三一	年 指 月 日 定
名 称	特定非営利活動法人黒石福祉サービス	名 称	訪問介護おこのき	年 指 月 日 定
所 在 地	黒石市追子野木一三丁目二一五の	所 在 地	黒石市追子野木一三丁目二一五の	年 指 月 日 定
名 称	社会福祉法人宏仁会	名 称	介護レンタルおこのき	年 指 月 日 定
所 在 地	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	所 在 地	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の六〇	年 指 月 日 定
名 称	山本由美	名 称	山本薬局	年 指 月 日 定
所 在 地	十和田市大字三本木字東小稲一七四の二七〇	所 在 地	十和田市西二番町一三の二二	年 指 月 日 定

青森県告示第六百六十九号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。  
 平成二十年十月十五日  
 青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子野木一三丁目二一五の	介護レンタルおこのき	黒石市追子野木一三丁目二一五の	平成二〇・一
-------------------	-----------------	------------	-----------------	--------

青森県告示第六百七十号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。  
 平成二十年十月十五日  
 青森県知事 三 村 申 吾

地域包括支援センター	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所	主たる事務所の所在地	年 指 月 日 定
三沢市	三沢市桜町一丁目一の三八	三沢市地域包括支援センター	三沢市幸町三丁目一の一の五	平成二〇・一

青森県告示第六百七十一号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。  
 平成二十年十月十五日  
 青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所	主たる事務所の所在地	年 指 月 日 定
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子野木一三丁目二一五の	介護レンタルおこのき	黒石市追子野木一三丁目二一五の	平成二〇・一

青森県告示第六百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
						名 称	居 宅 介 護 事 業 者
社会 法人 同仁 福祉 会	ケ ア リ ー ブ 株 式 会 社	こ ど ま り 株 式 会 社	青 森 市 長 島 一 三 丁 目 一 の 青 森 市 長 島 二 一 熊 谷 ビ ル の 二 一 号	北 津 軽 郡 中 小 泊 町 大 字 小 泊 の 一 字 一 の 一 字 一 の 一 字	主 たる 所 在 地 務	居 宅 介 護 事 業 者	
"	訪 問 看 護	訪 問 介 護	類 事 業 の 種	居 宅 介 護 事 業 の 種			
ヨ ス テ ン テ ン テ ン シ	訪 問 看 護 シ	こ ど ま り 株 式 会 社	八 戸 市 長 苗 代 の 二 一 丁 目 二 の イ ス ト ン の 一 丁 目 八 類 家 の 一 四 丁 目	北 津 軽 郡 中 小 泊 町 大 字 小 泊 の 一 字 一 の 一 字	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所	
三 平 三 〇 一 九 七	三 沢 市 大 字 の 代 三 沢 市 中 央 一 町 三 丁 目 一 の 五	平 成 二 〇 一 七 年 十 月 十 五 日	年 変 月 日 更				

青森県告示第六百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
						名 称	介 護 予 防 事 業 者
社会 法人 同仁 福祉 会	ケ ア リ ー ブ 株 式 会 社	こ ど ま り 株 式 会 社	青 森 市 長 島 一 三 丁 目 一 の 青 森 市 長 島 二 一 熊 谷 ビ ル の 二 一 号	北 津 軽 郡 中 小 泊 町 大 字 小 泊 の 一 字 一 の 一 字	主 たる 所 在 地 務	介 護 予 防 事 業 者	
"	訪 問 看 護	訪 問 介 護	類 事 業 の 種	介 護 予 防 事 業 の 種			
ヨ ス テ ン テ ン テ ン シ	訪 問 看 護 シ	こ ど ま り 株 式 会 社	八 戸 市 長 苗 代 の 二 一 丁 目 二 の イ ス ト ン の 一 丁 目 八 類 家 の 一 四 丁 目	北 津 軽 郡 中 小 泊 町 大 字 小 泊 の 一 字 一 の 一 字	所 在 地	介 護 予 防 事 業 所	
三 平 三 〇 一 九 七	三 沢 市 大 字 の 代 三 沢 市 中 央 一 町 三 丁 目 一 の 五	平 成 二 〇 一 七 年 十 月 十 五 日	年 変 月 日 更				

青森県告示第六百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変 更 後	変 更 前	区 分	
		名 称	居宅介護支援事業者
社会福祉法人同仁会	三沢市大字三沢字淋代平一七六の三〇九	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者
	やすらぎ居宅介護支援事業所	名 称	居宅介護支援事業所
	三沢市中央町三丁目一〇五	所 在 地	所 在 地
	平成二〇・八一	年 変 更 月 日	年 変 更 月 日

青森県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

有 限 会 社 大 地	名 称	居宅介護事業者	
		主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
弘前市大字旭ヶ丘一丁目九の二	ヘルパーステーション	訪問介護	居宅介護
	名称	名 称	居宅介護事業所
	所在地	所 在 地	所 在 地
	平成二〇・八一	年 廃 止 月 日	年 廃 止 月 日

青森県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

有 限 会 社 大 地	名 称	介護予防事業者	
		主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
弘前市大字旭ヶ丘一丁目九の二	ヘルパーステーション	訪問介護	介護予防
	名称	名 称	介護予防事業所
	所在地	所 在 地	所 在 地
	平成二〇・八一	年 廃 止 月 日	年 廃 止 月 日

青森県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

有 限 会 社 大 地	名 称	居宅介護支援事業者	
		主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業の種類
弘前市大字旭ヶ丘一丁目九の二	ヘルパーステーション	訪問介護	居宅介護支援
	名称	名 称	居宅介護支援事業所
	所在地	所 在 地	所 在 地
	平成二〇・八一	年 廃 止 月 日	年 廃 止 月 日

青森県告示第六百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	年 休 月 日 止
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	弘前市大字富田三丁目八の二〇	介護予防	デイサービス 弘前市大字富田三丁目八の二〇	三〇・七一	三〇・七一

青森県告示第六百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	年 休 月 日 止
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	弘前市大字富田三丁目八の二〇	介護予防	デイサービス 弘前市大字富田三丁目八の二〇	三〇・七一	三〇・七一

青森県告示第六百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	年 休 月 日 止
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	居宅介護支援事業所八戸在宅クリニクス	八戸市大字岩泉町七	平成二〇・七三	三〇・七三	三〇・七三

青森県告示第六百八十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区の名 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
	泊	上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地一九 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇八番地二 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇八番地二 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五八〇番地二	平成二十年十月十五日 から同月二十九日まで	泊漁業協同組合

公 告

特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の一部の停止を命じたので、同条第二項の規定により公表する。

平成二十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称  
株式会社リフォーム王
- 二 代表者の氏名  
横山勝實
- 三 営業所の所在地  
八戸市大字新井田字寺沢一八の三 八戸城ビル三階
- 四 業務停止の期間  
平成二十年十月十五日から平成二十一年一月十四日まで
- 五 停止業務の範囲  
青森県の区域内における訪問販売に関する業務のうち次に掲げるもの
  - 1 役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘をすること。
  - 2 役務提供契約の申込みを受けること。
  - 3 役務提供契約を締結すること。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭